

令和5年11月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

秋田市河辺総合福祉交流センター条例新旧対照表

改正案		現行																																									
<p>第1条および第2条 (略) (使用料等) 第3条 (略) 2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。<u>ただし、市長が特別の理由があるとき、</u>は、<u>後納させることができる。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、市民が保健福祉活動又は地域福祉活動に使用する場合(営利を目的とする場合を除く。)の同項の使用料は、<u>無料とする。</u> 第4条～第10条 (略) 別表(第3条関係)</p>		<p>第1条および第2条 (略) (使用料等) 第3条 (略) 2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があるとき、<u>第1項の使用料を後納させることができる。</u> 第4条～第10条 (略) 別表(第3条関係)</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設</td> <td>三世代交流ホール</td> <td rowspan="4">1室1時間につき</td> <td>3,310円</td> </tr> <tr> <td>高齢者カルチャールーム</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>健康学習室</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>音響設備(マイクを除く。)</td> <td>1設備1時間につき</td> <td>3,430円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料		単位	金額	施設	三世代交流ホール	1室1時間につき	3,310円	高齢者カルチャールーム	800円	調理実習室	610円	健康学習室	550円	附属設備	音響設備(マイクを除く。)	1設備1時間につき	3,430円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設</td> <td>三世代交流ホール</td> <td rowspan="4">1室1回につき</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>高齢者カルチャールーム</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康学習室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>音響設備(マイクを除く。)</td> <td>1設備1回につき</td> <td>13,750円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料		単位	金額	施設	三世代交流ホール	1室1回につき	22,000円	高齢者カルチャールーム	4,400円	調理実習室		健康学習室		附属設備	音響設備(マイクを除く。)	1設備1回につき	13,750円
区分				使用料																																							
		単位	金額																																								
施設	三世代交流ホール	1室1時間につき	3,310円																																								
	高齢者カルチャールーム		800円																																								
	調理実習室		610円																																								
	健康学習室		550円																																								
附属設備	音響設備(マイクを除く。)	1設備1時間につき	3,430円																																								
区分		使用料																																									
		単位	金額																																								
施設	三世代交流ホール	1室1回につき	22,000円																																								
	高齢者カルチャールーム		4,400円																																								
	調理実習室																																										
	健康学習室																																										
附属設備	音響設備(マイクを除く。)	1設備1回につき	13,750円																																								
<p>備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。</p>		<p>備考 1 1回の使用時間は、連続する4時間とする。 2 使用時間は、管理上支障がない場合に限り、延長することができる。この場合の延長時間に係る使用料の額は、1時間につき、三世代交流ホールにあっては5,500円、三世代交流ホール以外の施設にあっては1,100円、音響設備にあっては3,437円とする。 3 延長時間が1時間に満たないときは当該延長時間を1時間とし、延長時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。</p>																																									

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (福祉保健部)

- 1 名称 河辺総合福祉交流センター
- 2 所在地 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建
- (2) 面積 2,110.69㎡
- (3) 開設年月 平成11年6月30日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,989人
- (6) 貸出区分・料金体系

・市民が保健福祉活動又は地域福祉活動に使用する場合 (営利を目的とする場合を除く。) のセンターの使用料は無料とする。

区分		改定前		改定後	
		単位	使用料	単位	使用料
施設	三世代交流ホール	1室1回につき	22,000円	1室1時間につき	3,310円
	高齢者カルチャー ルーム		4,400円		800円
	調理実習室				610円
	健康学習室				550円
附属設備	音響設備 (マイクを除く。)	1設備1回につき	13,750円	1設備1時間につき	3,430円

4 施設写真



第5次秋田市地域福祉計画策定の延期について

標記計画について、7月豪雨災害への取組・課題、検証結果などを盛り込む必要があることから、策定を来年度まで延期しようとするもの。

1 地域福祉計画に新たに盛り込む事項

- (1) 豪雨災害検証委員会における福祉部門の課題に係る検証結果
- (2) 災害ケースマネジメントの考え方

2 9月市議会定例会以降の状況と対応

(1) 災害対応検証委員会の設置（10月12日）

7月の豪雨災害により秋田市内で発生した災害に係る市の対応について検証し、課題等の抽出・整理および改善策等を検討するために災害対応検証委員会を設置した。

→地域福祉計画では「災害に備えた支え合いの地域づくり」を重点事業として位置づけており、福祉保健部門の課題の検証結果を反映する必要がある。

(2) 復興支援チームの設置および地域支え合いセンターの運営（11月1日）

国では、被災者に寄り添って「災害ケースマネジメント」の取組を推進することを推奨しており、福祉保健部地域福祉推進室に復興支援チームを設置し体制を強化するとともに、秋田市社会福祉協議会に委託した地域支え合いセンターと連携協力し、支援ニーズの発掘と情報の共有化を図っている。

→被災後おおむね1年後となる令和6年6月に活動の検証・分析を行い、次期計画に盛り込む予定である。

(3) 地域防災計画との整合

(2)の「災害ケースマネジメント」の考え方について、来年度策定予定の地域防災計画に盛り込むこととしており、それとの整合性を図る必要がある。

3 策定スケジュール（予定）

時 期	内 容	
令和6年	5月	第1回社会福祉審議会全体会
	6月	地域支え合いセンターからの聞き取り・分析 被災した地域の関連機関や施設などからの聞き取り
	8月	第1回地域福祉専門分科会（現行計画評価、課題抽出、素案審議）
	10月	地域福祉推進関係者意見交換会（意見聴取） 関係団体ヒアリング（意見聴取）
	11月	第2回地域福祉専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和7年	2月	第3回地域福祉専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 計画策定・公表

第6次秋田市障がい者プラン等の原案について

1 障がい者プラン等の概要

障がい者プラン（以下「プラン」という。）は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を含め一体的に策定するもので、本市の障がい福祉施策全般に関する計画である。

計画期間は令和6年度から11年度までの6年間。

2 原案の構成

(1) 第1部	プランの基本的な考え方
(2) 第2部	サービス提供の目標および見込み 【第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画】
(3) 第3部	障がい福祉施策の展開（主な取組や事業）

(1) 第1部 プランの基本的な考え方

基本理念（P35）

「分かり合い 支え合い 自分らしく共に生きていくまち」

共生社会の実現への思いを込めた現行の理念の骨格を継承するとともに、市の総合計画や他の計画、関係法令において共有されている「相互理解」、「思いやりや配慮」、「自分らしさ」、「共に生きる」というキーワードを考慮したうえで表現をやわらかく改め、施策を展開する際に共有しやすいものにしようとするもの。

(2) 第2部 サービス提供の目標および見込み（P41～P79）

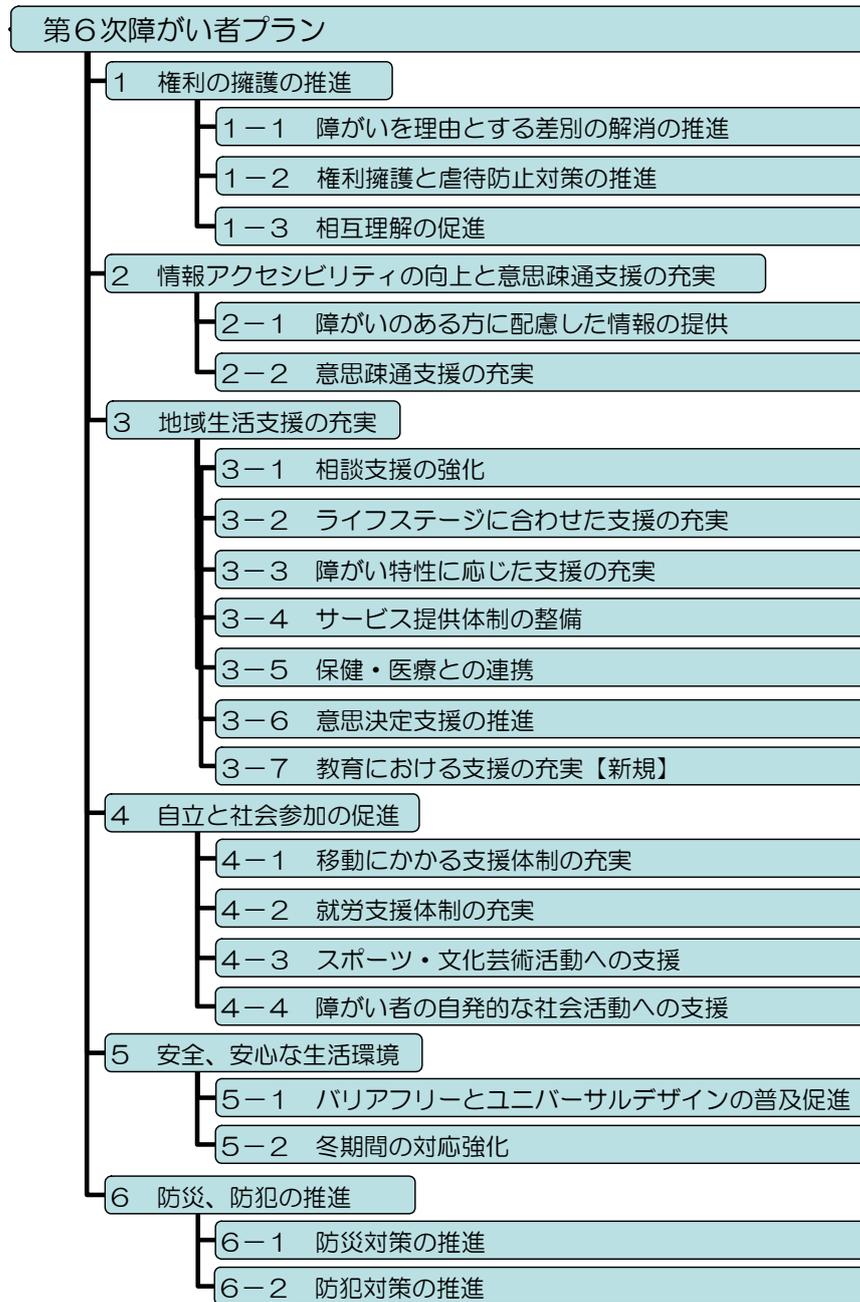
【第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画】

○基本的な考え方

- | |
|--|
| 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 |
| 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 |
| 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備 |
| 4 地域共生社会の実現に向けた取組 |
| 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援 |

(3) 第3部 障がい福祉施策の展開 (P80～P164)

障がい福祉計画で設定した成果目標を取組・事業の欄に掲載し、PDCAサイクルに基づく点検、評価および見直しの実効的な推進を図る。



3 今後のスケジュール

時 期		内 容
令和5年	12月	パブリックコメント
令和6年	2月	障がい者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 策定・公表

第11次秋田市高齢者プランおよび第9期秋田市介護保険事業計画 の原案について

1 概要 ※P5～P8

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体化したもので、介護保健サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画となります。

計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。

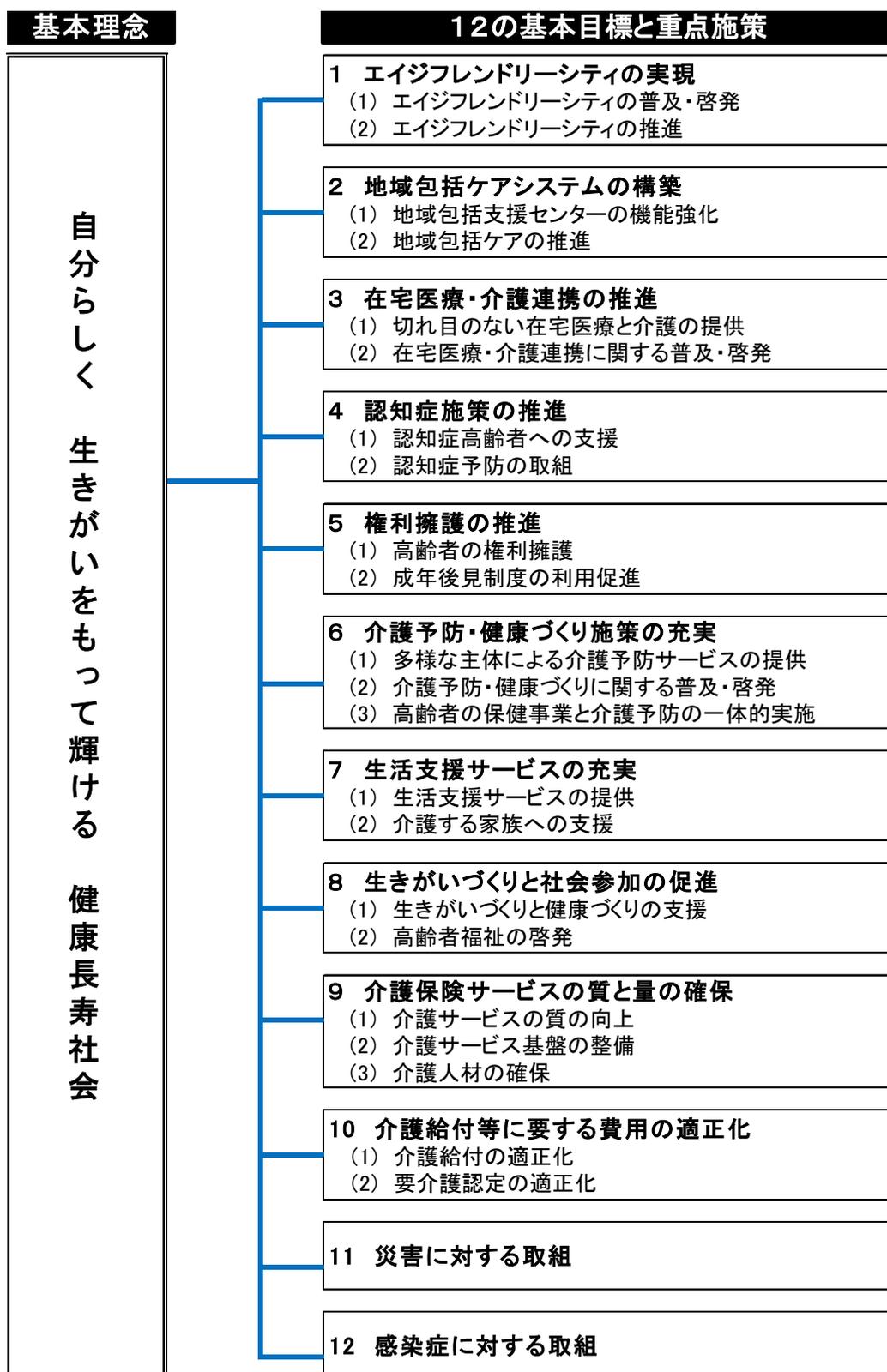
2 プランの構成

第1章 プラン策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 1 プランの策定にあたって（策定目的、策定方針とプロセス） 2 プランの概要（計画期間、位置付け、推進体制など）
第2章 プランの体系	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系
第3章 プラン策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> 1 人口等の動向（総人口、要介護認定者、認知症高齢者の状況など） 2 日常生活圏域 3 高齢者ニーズ調査および在宅介護実態調査の結果 4 関係法令等の改正内容
第4章 取り組む施策・事業	<p>施策・事業を記載 ※P47～P217</p>
第5章 給付費等の推計と保険料の算定	<ul style="list-style-type: none"> 1 現計画における給付費等の実績 2 今後の給付費等の見込量 3 介護保険料の算定
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 プランの策定過程 2 策定名簿 3 関係法規

3 プランの体系 ※P14

基本理念は、現行プランを引き継ぎ、「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」としました。これは、市民一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らせる健康長寿社会を念頭に設定したものです。

また、本市が目指す方向性を示すものとして、12の基本目標を設定するとともに、目標達成のための重点施策に取り組みます。



4 取組等

(1) 新たに取り組む予定のもの

ア 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ※P184

介護サービス事業所における事故発生の防止と発生時の対応を推進し、適切に実施する担当者の配置徹底や、利用者の安全と介護事業運営の適正化を図るため、介護現場の安全性の確保の取組についての好事例の周知とその方法、事故報告情報の収集・分析・活用の仕組みを構築します。

イ 介護支援専門員資格取得支援事業 ※P199

要介護者の増加と労働力人口の減少に加え、近年は介護支援事業所数も減少傾向にあり、将来的に介護支援専門員数が減少し、ケアマネジメントの質の低下が懸念されることから、介護支援専門員の新たな参入と人材の定着を図るため、本市に介護支援専門員として就労した者に対し、介護支援専門員実務研修受講料等について、費用の一部を補助します。

(2) 廃止を予定しているもの

ア 介護予防把握事業 ※P120

地域包括支援センターなどと連携し、高齢者の介護予防教室への参加を促してまいりましたが、同センターへの相談や特定健康診査に係る働きかけなどから直接介護予防へつながる割合が多くなってきたことから、事業を廃止します。

イ 介護予防活動支援事業 ※P121

運動を通じて介護予防に取り組む地域での自主的な集まりを支援するため、いいあんべえ体操のDVDなどを配布するものでしたが、いいあんべえ体操以外の多様な介護予防活動を実施する集まりが増えてきたことから、事業を廃止します。

ウ 介護ロボット導入促進事業 ※P200

介護ロボット購入経費の一部を補助するものでしたが、申請数の減少により、事業を廃止します。

5 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和5年	12月 11月厚生委員会（原案説明）
	パブリックコメント
令和6年	1月 閉会中厚生委員会（施設整備計画、介護保険料の説明）
	2月 第4回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（成案審議）
	第2回社会福祉審議会全体会（成案報告・答申）
	3月 2月議会厚生委員会（報告）
	プラン策定・公表

生活保護費における障害者加算の一部認定誤りについて

障害者加算（以下「加算」という。）の認定に一部誤りがあった件について、調査結果を取りまとめましたので、報告いたします。

1 概要

令和5年5月18日に行われた会計検査院実地検査により、加算の認定に一部誤りがあったため、全ての被保護世帯を再度確認したところ、117世帯120人に対して加算を誤って認定していたことが判明した。

2 確認結果

調査時の令和5年7月末時点の被保護者数は、4,332世帯5,239人、加算認定者は1,130世帯1,177人、うち精神障害によるものは719人である。また、返還対象となる金額は、約8,100万円であり、誤認定の理由は次のとおりである。

- ・年金受給権の確認が不十分であったもの
- ・年金の申請事実の確認が不十分であったもの
- ・精神科の初診日より1年6か月経過していない時点で加算を認定していたもの

会計検査院の実地検査で誤りが確認された世帯数および人数（平成30年12月～令和5年11月）

	認定誤りの世帯数・人数	返還対象額 (令和5年11月時点)
合計	36世帯 37人	21,455,293円

市の自主調査で誤りが確認された世帯数および人数（平成30年12月～令和5年11月）

	認定誤りの世帯数・人数	返還対象額 (令和5年11月時点)
合計	81世帯 83人	59,888,558円

合計（平成30年12月～令和5年11月）

	認定誤りの世帯数・人数	返還対象額 (令和5年11月時点)
合計	117世帯 120人	81,343,851円

3 今後の対応

過大に支給していた保護費については、各世帯の生活状況を十分に調査した上で、生活保護法第63条の規定に基づく返還を求めていく。また、返還額の決定にあたっては、各世帯における自立更生に資する費用を控除することを検討するとともに、返還方法について配慮していく。